

直轄河川重要水防箇所総括調書

事務所名：福山河川国道事務所

① 府県名	② 河川名	③ 直轄管理 区間延長 km		④ 水防不要 区間 km	水防の必要がある区間										⑨ 重要水防 箇所 非指定 区間 km	備考			
					⑤ 水防不能 区間 km	⑥ 計						⑦ A					⑧ B		
						堤防		工作物		堤防		工作物		堤防			工作物		
						箇所	km	箇所	km	箇所	km	箇所	km	箇所			km	箇所	km
広島県	芦田川	右岸	43.0	12.5	0.0	86	26.1	45	21	10.4	21	65	15.7	24	4.4				
		左岸	45.1	11.1	0.0	99	25.9	7	30	5.4	7	69	20.5	0	8.1				
		計	88.1	23.6	0.0	185	52.0	52	51	15.8	28	134	36.2	24	12.5				
	高屋川	右岸	7.6	0.0	0.0	12	5.5	5	7	5.5	5	5	0.0	0	2.1				
		左岸	7.6	0.0	0.0	12	5.7	5	4	3.8	5	8	1.9	0	1.9				
		計	15.2	0.0	0.0	24	11.2	10	11	9.3	10	13	1.9	0	4.0				
	小計	右岸	50.6	12.5	0.0	98	31.6	50	28	15.9	26	70	15.7	24	6.5				
		左岸	52.7	11.1	0.0	111	31.6	12	34	9.2	12	77	22.4	0	10.0				
		計	103.3	23.6	0.0	209	63.2	62	62	25.1	38	147	38.1	24	16.5				
事務所計		右岸	50.6	12.5	0.0	98	31.6	50	28	15.9	26	70	15.7	24	6.5				
		左岸	52.7	11.1	0.0	111	31.6	12	34	9.2	12	77	22.4	0	10.0				
		計	103.3	23.6	0.0	209	63.2	62	62	25.1	38	147	38.1	24	16.5				

- 注1. 直轄河川延長は、最新の河川延長とする。
 2. 調査対象は、直轄管理区間で、2条7号区間は含まない。
 3. 水防不要区間は、山付け部・氾濫しても被害がでない等、水防の必要が認められない区間とする。
 4. 水防不能区間は、水防の必要があるが、水防が出来ない区間とする。
 ただし、無堤区間はすべてA区間とし、備考欄に「無堤区間」と明記する。
 5. 重要水防箇所非指定区間は、水防の必要がある区間から⑤と⑥を除いた区間とする。
 6. A、Bの集計において複数の種別が重複する場合、箇所数はそのまま集計し、延長は次により集計する。

Aの延長(Bの重複区間を含む)
 Bの延長(Aの重複区間は除く)

